

◎留意事項

社会福祉法人香芝市社会福祉協議会における福祉車両等貸出事業実施要綱 抜粋

（利用者）

第3条 この事業の利用者は、社協の会員で、次の各号に定める者とする。

- （1）本市に居住し、車椅子等を使用しなければ他に外出困難な者
- （2）地域福祉推進組織
- （3）その他社協会長（以下「会長」という。）が必要と認めた者

（実施方法）

第6条 この事業は次の方法で実施する。

- （1）運転手については、利用者（又は申請者）が確保し、普通自動車運転免許証保持者とする。

（申請者等の責務）

第8条 申請者及び運転手は、次の各号の責務を負う。

- （1）貸出車両の申請者及び運転手は、貸出車両の使用方法を厳守して利用しなければならない。
- （2）貸出車両の申請者及び運転手は、貸出車両の利用日時を厳守し、遅滞の場合は必ず社協（☎76-7107）まで連絡しなければならない。
- （3）貸出車両の運転手は、交通法規を厳守し、安全運転に心掛けなければならない。
- （4）貸出車両の運転手は、交通事故等により搭乗者及び他人を死傷させたり、他人の財産に損害を与えた場合、自己の責任において処理しなければならない。
- （5）貸出車両は、利用者を搬送するものであって、物品など利用目的以外の用途で使用してはならない。ただし、軽トラックは物品運搬用とする。
- （6）申請者及び運転手は、その責に帰すべき理由により貸出車両を破損し、または滅失したときは、賠償しなければならない。

（事故の処理）

第9条 運転手は、事故を起こした場合は、法令で定められた措置（運転停止、負傷者救護、危険防止、警察への報告）を講ずるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）事故報告書（様式4）により、速やかに社協に報告し、その指示に従う。
- （2）社協の許可なく事故の相手方と示談をしてはならない。

（事故の補償）

第10条 事故の補償については福祉車両等が加入する損害保険契約により給付を受けられる範囲とし、それを超える損害については、運転手が賠償をしなければならない。